

8:30~12:00 次は平成30年1月28日(日)です。 場本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所に なっている人は11月21日(火)までにご 連絡ください。

樹・マイナンバーカード交付通知書兼 照会書(交付案内に同封)

- ·本人確認書類(交付案内参照)
- ・通知カード(回収します)
- ・住民基本台帳カード(回収します・ お持ちの人のみ)

週市民課(☎0848-38-9102)

金曜は午後7時まで市民課 関係窓口を時間延長します

場本庁市民課、因島総合支所市民生活課 西戸籍、住民票、印鑑・所得証明書の発行、マ イナンバーカード・パスポートの受け取りなど ※住所変更、パスポートの申請はできません。

間市民課(☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課 (20845 - 26 - 6208)

※所得に関する証明については、事 前に担当課へご確認ください。

圓収納課(☎0848-38-9172) 因島瀬戸田市民税係

(20845 - 26 - 6227)

問問い合品を

Mファクス 資料料金

11月30日は「年金の日」 「「ねんきんネット」のご活用を

年金記録や将来の年金受給見込額を確認し、 未来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、いつでもご自身の 年金記録を確認できるほか、将来の年金受給 見込額を、さまざまなパターンで試算をする こともできます。

※詳しくは、日本年金機構のホームページで ご確認いただくか、お問い合わせください。

- ■http://www.nenkin.go.jp/
- 間三原年金事務所

(20848-63-4111)

e-Taxを利用する人は電子証明書の 有効期限をご確認ください



住民基本台帳カードの電子証明書は更 新できません。

電子証明書の有効期限は、住民基本台 帳カード表面には記載されていないので、専 用ソフトや市役所の窓口でご確認ください。

有効期限切れの場合は、

マイナンバーカードの取得が必要です。 (申請から受け取りまで3~4週間必要です。)

圓市民課(☎0848-38-9102)

年末調整説明会

■しまなみ交流館

- ■11月20日(月) 13:30~15:30
- ■芸予文化情報センター
- ■11月21日(火) 13:30~15:30
- 西平成29年分年末調整の仕方や法 定調書の提出方法の説明など
- 圆尾道税務署(☎0848-22-2181)

|11月11日(土)~17日(金)は 税を考える週間です

期間中、国税庁ホームページでさま ざまな情報を提供しています。税につい て、この機会にぜひ考えてみてください。

- 圖尾道稅務署

(20848 - 22 - 2131)

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書は 年末調整・確定申告まで大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税の申告において全額が社会保険料 控除の対象となります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構から送付 されますので、年末調整や確定申告の際に添付してください。

■対象·送付時期

- ・平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した人:11月上旬
- ・10月以降に今年初めて国民年金保険料を納付した人:平成30年2月上旬
- 間ねんきん加入者ダイヤル(☎0570-003-004(ナビダイヤル))

平成29年秋の火災予防運動

『火の用心 ことばを形に 習慣に

11月9日(木)~15日(水)は、平成29年秋の火災予防運動

■「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」

- 3 つの習慣・4 つの対策-

【3つの習慣】

- ○寝たばこは、絶対やめる
- ○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

【4つの対策】

- ○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ○寝具、衣類、カーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する
- ○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- ○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる
- 圆消防局予防課(☎0848-55-9123)

医療費控除に新たな特例

セルフメディケーション税制が始まります

医療費控除の特例で、平成29年1月1日以降にスイッチOTC医薬品※を購入した場合、購入費用の一部 が控除の対象になります。(従来の医療費控除と同時には適用できません。)

※スイッチOTC医薬品とは?

セルフメディケーション 薬局やドラッグストアなどで販売されている医療用から転 用された医薬品で、このマークがついているもの。レシートの 商品名に★などのマークが表示されます。

対象医薬品は厚生労働省のホームページで確認できます。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html

領収書 ドラッグ 〇 〇 2017年11月10日(金) ★印はセルフメディケーショ ン税制対象商品です。 ★○○○(商品名)800円 500円 1.300円 合 計 1,300円 (内消費税 96円) 現 計 1,300円

対象となる人(次の①~③すべてに該当する人)

- ①所得税か住民税(所得割)が課税される人
- ②健康の維持増進や疾病予防のために、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドック、がん検診などを受け た人
- ③スイッチOTC医薬品の年間購入金額が合計12,000円を超えている人(同一生計の家族分を含む)

控除額

スイッチOTC医薬品の年間購入金額(同一生計の家族分を含む)が合計12,000円を超える場合に、その超える部 分の金額が控除されます。(上限88.000円)

(例)課税所得400万円の人が、対象商品を年間20,000円購入した場合

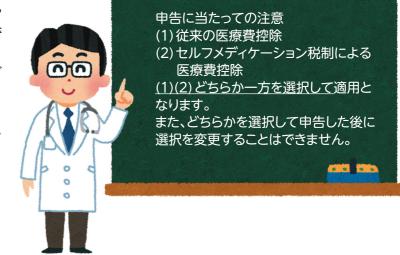
課税所得から8,000円を控除(対象医薬品の購入金額20,000円-12,000円=8,000円)

→ 所得税:1,600円の減税(控除額8,000円×所得税率20%=1,600円) 住民税:800円の減税(控除額8,000円×住民税率10%=800円)

手続き

控除の適用を受けるためには、確定申告や 市・県民税の申告が必要です。申告に必要な書 類は次のとおりです。

- ・特定健康診査、予防接種、定期健康診断など を受けたことがわかる領収書や結果通知表
- ・医療費控除(セルフメディケーション税制) に関する明細書または対象医薬品を購入し たことがわかるレシート、領収書



圓市民税課(☎0848-38-9154)

6 広報おのみち·平成29年11月 広報おのみち・平成29年11月 7